

指定番号

給与支払報告書の提出について

- 平素は村民税の特別徴収事務についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、今年も給与支払報告書の提出時期が近づいてまいりました。つきましては、明日香村専用の総括表を送付しますので、下記の点にご留意の上ご提出をお願いします。
- 提出期限 令和7年1月31日(金)
 - 税理士等に事務処理を依頼しているときは、必ずこの総括表もお渡しく下さい。
 - 「明日香村への報告人員」の合計と給与支払報告書(個人別明細書)の枚数が一致することを必ず確認ください。
 - 前職分を含めて年末調整をされている場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に必ず前職分の事業所名、退職年月日、給与支払額、社会保険料控除額、源泉所得税額等を記入してください。
 - この用紙は、昨年度の送付実績に基づいて送付しておりますので、対象者がいない場合でも送付される事があります。

給与支払報告書(総括表)

明日香村長 令和 年 月 日提出(右詰め)

給与支払者の個人番号又は法人番号												事業種目	
フリガナ												受給者総人員	人
給与支払者の名称又は氏名												特別徴収(給与天引きする)	人
所在地や名称に昨年度から変更があれば、右欄に○印をしてください。	名	称	等									a. 退職または退職予定者	人
フリガナ	地名変更	名称変更	変更なし									b. 給与の支払いが不定期	人
同上の所在地				該当なし								c. 給与から税額が引ききれない	人
会計事務所等の名称・電話	電話											d. 他の事業所で特別徴収	人
連絡者の氏名及び所属課係名	氏名											e. 乙欄 その他	人
ならびに電話番号	電話											合計	人
確認必須事項	前職分給与を合算している方はいますか。(はい・いいえ) 上記が「はい」の場合、その旨を摘要欄に記載してください。											特別徴収税額納入書の要否	必要・不要

提出期限 令和7年1月31日(金)

↑
← キ リ ト リ

給与支払報告書(個人別明細書)受給者1人につき1枚と併せてできるだけ早めの提出にご協力をお願いいたします。

提出期限: 令和7年1月31日(金)

「特別徴収税額納入書の要否」欄もご記入をお願いいたします。

記載要領

- この給与支払報告書(以下「支払報告書」という。)は、地方税法第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により明日香村に提出してください。
(イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
(ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払をうけなくなったもの(以下「退職者」という。) 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)に記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「会計事務所等の名称・電話」欄には、この報告書の提出を税理士等に依頼している場合にその連絡先等を記入してください。
- 「連絡者の氏名及び所属課係名ならびに電話番号」欄には、この支払報告書について応答する者の氏名及び所属課係名ならびに電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「明日香村への報告人員」欄については、明日香村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者(退職者を含む)の延べ人数を記載してください。
- 普通徴収切替理由書を添付するなど特別徴収と普通徴収に区別がつくようにしてください。

問い合わせ先
〒634-0142
奈良県高市郡明日香村大字橘21番地
明日香村役場 住民課
電話 0744-54-2001(代)
0744-54-2282(直通)